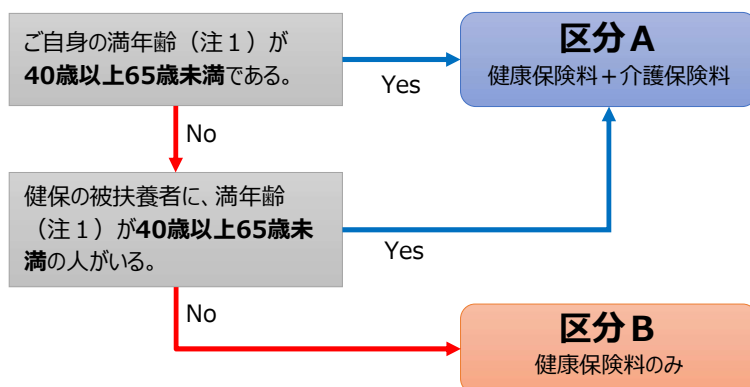


(1) 以下のチャートに退職翌日(資格喪失日)のご自身の状況をあてはめ、区分を判断してください。



注1：満年齢は、誕生日の前日に1歳加算されるものとして判断してください。

(2) 退職時の標準報酬月額を会社の担当者に確認し、以下の一覧表で区分に応じた保険料を確認してください。

※標準報酬月額は、退職月であっても変更する可能性がありますので、必ず勤務先会社の担当者にご確認ください。

※保険料は、毎年4月に改定されます。(4月からの加入者は年度にご注意ください。)

令和3年度 保険料一覧表 (円)

※注意：令和3年3月までの加入者は、令和2年度版の一覧表をご確認ください。

標準報酬月額	区分A	区分B
	健康保険料+介護保険料	健康保険料のみ
58,000	5,997	4,930
68,000	7,031	5,780
78,000	8,065	6,630
88,000	9,099	7,480
98,000	10,133	8,330
104,000	10,753	8,840
110,000	11,374	9,350
118,000	12,201	10,030
126,000	13,028	10,710
134,000	13,855	11,390
142,000	14,682	12,070
150,000	15,510	12,750
160,000	16,544	13,600
170,000	17,578	14,450
180,000	18,612	15,300
190,000	19,646	16,150
200,000	20,680	17,000
220,000	22,748	18,700
240,000	24,816	20,400
260,000	26,884	22,100
280,000	28,952	23,800
300,000	31,020	25,500
320,000	33,088	27,200
340,000	35,156	28,900
360,000	37,224	30,600
380,000	39,292	32,300

※380,000円以上の方は、380,000円の欄の保険料となります。

※保険料は、毎年4月に改定します。